

夜間の火葬・葬祭会館電話予約

～電話予約(仮予約)の実施方法等～

1 火葬（中央斎場待合棟2階有料待合室を含む）の電話予約

① F A Xで中央斎場仮予約申請書（別紙様式①）を送信する。

仮予約申請書は記入例を参考に記入し，F A X送信してください。

②約5分後に本庁警備員室に電話をして，仮予約ができるか確認する。

5分後の電話までの間に，空き状況の確認を行います。

（仮予約申請書のF A X送信だけでは仮予約になりません）

- ・空いている場合 ⇒ そのまま仮予約できます。（警備員に確認してください）
- ・空いていない場合 ⇒ キャンセルするか，警備員に空いている時間を確認して時間を変更してください。
（時間変更の場合仮予約申請書を手書きで修正します）

2 中央斎場葬祭会館の電話予約

① F A Xで葬祭会館仮予約申請書（別紙様式②）を送信する。

仮予約申請書は記入例を参考に記入し，F A X送信してください。

基本的には，火葬の電話予約と同じ方法です。

火葬と葬祭会館とを同時に仮予約したい場合は，両方の様式（様式①，様式②）をF A X送信してください。

②約5分後に本庁警備員室に電話をして，仮予約ができたか確認する。

火葬の電話予約と同じです。1-②を参考に手続きしてください。

夜間の火葬・葬祭会館電話予約受付

**本庁警備員室 FAX(084)928-3501
電話(084)921-2130**

3 注意事項

(1) 電話予約の申請について

①電話予約の受付は本庁警備員室だけで行います。

(電話予約できるのは、中央斎場の火葬、待合棟2階有料待合室及び中央斎場葬祭会館です)

②FAXでの斎場仮予約申請書は、個人情報に配慮して町名・名字のみを記入する様式としています。(記入例に従って記入してください)

③お手数ですが、翌日午後0時までに各市民課の窓口で本手続きをお願いします。

ただし、当日分の使用については斎場使用時間の3時間前までに本手続きをお願いします。(※4ページに例示しています。)

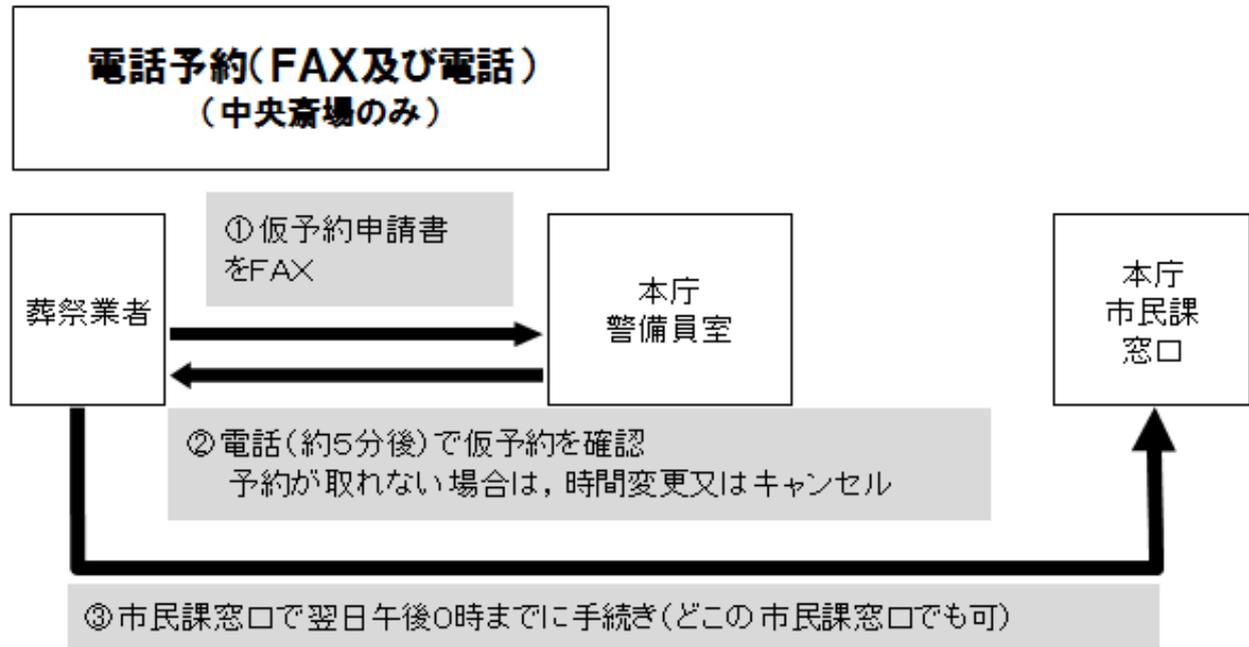
なお、翌日の手続きは、どこの市民課窓口でも受付します。死亡診断書(死亡届)を手続き時に提出してください。(閉庁日の場合は、日直室で対応)

④予約は火葬・葬祭会館とも申込み順とします。

(2) その他

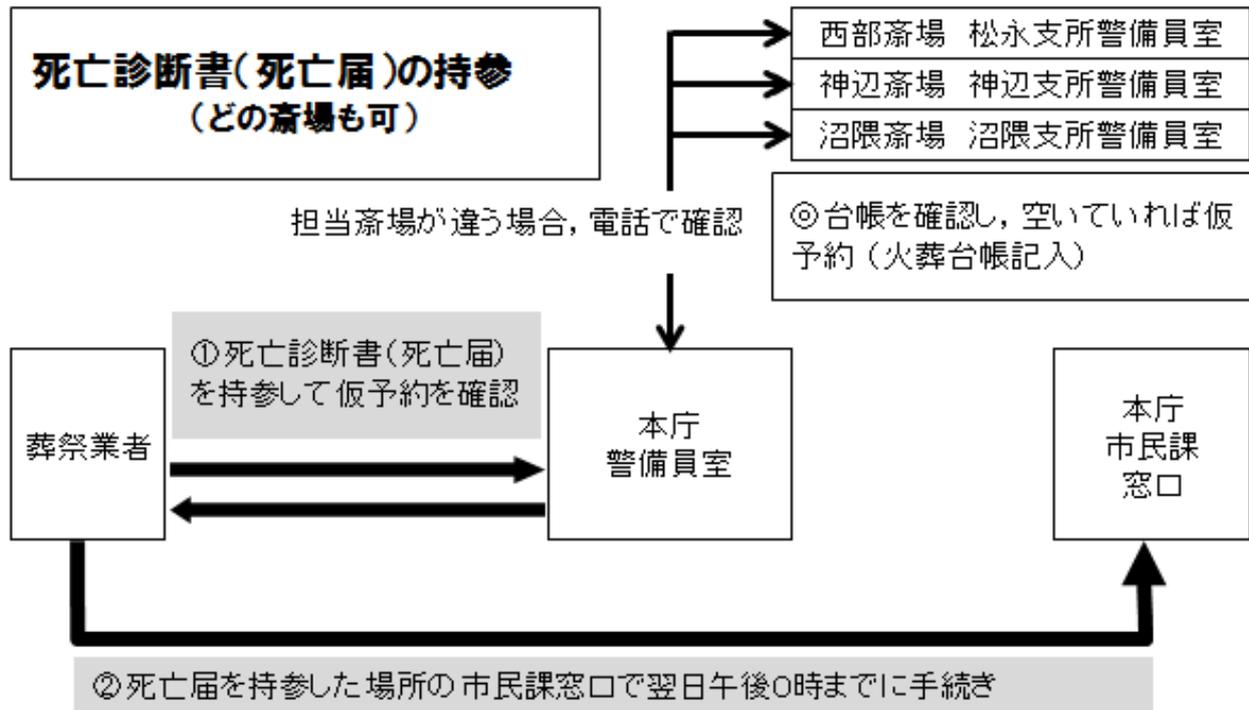
電話予約の申請様式は、福山市ホームページへ掲載し、ダウンロードできるようにします。(利用は葬祭業者及び事前に市民相談課に申し出をした人に限ります)

業務フロー図



※ 中央斎場の火葬, 待合棟2階有料待合室,
中央斎場葬祭会館(大式場・小式場)の電話予約ができます。

1 ページ



斎場予約から斎場使用までの死亡届手続きの時間について(例示)

		4月1日	4月2日	4月3日
原則				
例1	夜間の予約後、翌々日の斎場使用の場合	午後8:00 FAX予約	午後0:00までに死亡届持参	午後1:00 斎場使用
例2	夜間の予約後、翌日の斎場使用の場合	午後9:00 FAX予約	午前9:00までに死亡届持参 午後0:00 斎場使用	
例3	翌開庁開始から斎場使用まで3時間ない場合	午前6:30 FAX予約	午前8:30に死亡届持参 午前10:00 斎場使用	